

北広島町農業委員会第19回総会議事録

事務局 (第19回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 譲受人は専業農家であり、自宅周辺で野菜や果樹を栽培され大規模に農業経営をされておられます。申請地は譲受人の自宅前にあり、規模拡大をされたいとのことで申請されました。専業農家であることから、技術、機械、労働力については問題なく、周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

4番 1月12日に会長と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は牧草地で管理され、摘要欄にあるとおり、譲渡人は譲渡人からの申し出により、申請地を譲り受けるため申請されました。このことによる周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

9 番 1月15日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は約30年前に転出され町外に住んでおられます。申請地は地域の農業者へ耕作をお願いしていましたが、この度宅地、建物とあわせて申請地を譲受人へ売買したいと申し出をされたことから申請に至りました。全部耕作要件については、耕起、田植え、稲刈りは地元の営農組合へ依頼して営農していくとのことです。譲受人は高齢で、息子さんも町外へ勤務していることから、応援を得て管理していきたいとのことです。このことから周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

16番 譲渡人の手元に約200㎡残るがどうされるのか。

9番 山沿いにある農地で、利用状況調査でB判定になっている。

2番 地元の営農組合で耕起、田植え、稲刈りの3作業を委託されるということだが、これまでも依頼をされておられたのか。

9番 譲渡人は利用権設定して耕作をお願いしていた。この度は、営農組合へ作業をお願いして譲受人が営農をしていく。

2番 従前の耕作者と、今後依頼を受ける営農組合は別になるのか。

9番 従前の耕作者は、地元の営農組合ではない。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 職務代理者 申請地は、申請人の父が購入された時には、すでに道路が拡張されていたということです。この後に出てくる案件の関連で、適正化を図るため申請されました。1月16日に9番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。計画面積ですが、軽自動車が行き通ることができる道幅になります。何年も前から利用されているため周辺農地への影響は考えられず、追認やむなしであり許可妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 10番 現況地目は公衆用道路となっているが、町が整備されたのか。
- 事 務 局 町で拡張したものではない、詳細はわかりかねるが自身で整備されたのではないかと考える。
- 2番 農道の拡張は農業用施設の届出で足りるのではないか。
- 事 務 局 4条申請ということで、農業用の道路ではなく、一般の道路であることも踏まえて地目変更登記を考えて申請されたと思われる。
- 2番 本人の意思によって選択できるのか。
- 事 務 局 用途によって変わると考える。今回は分筆して地目変更をしたいとのことなので4条申請が適切と考える。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 1月16日に17番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。摘要欄にありますが、始末書添付での申請となっています。申請人は、墓への通路として申請地を利用してきており、この度適正化を図るため申請されました。現地を見ると、墓へ行くためには、この申請地を通らなければ行くことが難しいと考えました。周辺農地への影響はなく、追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 1月12日に16番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。摘要欄にありますが、平成元年に道路拡張工事が行われ、申請人の自宅をその時に建て替えられたのですが、転用申請されないまま現在に至っております。利用状況調査で地区担当推進委員が気づかれ、申請人へ適正化のための申請をするよう話をしたとのことです。周辺農地への影響はなく、追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番及び番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11 番 1月11日に3番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。摘要欄に記載のとおりですが、7番案件と8番案件はもともと1筆でしたが、一部墓が建っていたため、分筆を行い適正化のため申請をされました。7番案件は、測量を行ったところ境界の一

部が既存の宅地に入っていたため転用申請をされました。8番案件は墓地が建てられた面積を分筆し転用申請されました。このことによる周辺農地への影響はなく、追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番及び8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番及び番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 1月12日に16番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。9番案件は、図面をご覧くださいますと、圃場整備で申請地右側の水路を整備した時に、申請地も整備されましたが、農地であると思わずに駐車場及び転回場所として利用されておられました。10番案件は、摘要欄にあるとおり、倉庫を増築される際に、農地であると思わずに建設され現在まで利用されておられました。いずれも適正化のため申請に至りました。このことによる周辺農地への影響はなく、追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番及び番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号11番及び番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 1月16日に9番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲受人は譲渡人の妻の父という関係です。譲受人の墓地は山中にあり、申請地へ移転するため申請され

ました。計画面積は妥当であり、周辺農地への影響は考えられません。10番案件は、その墓参りのための駐車場として申請地を利用されたいとのことです。申請地に面する道路は軽自動車がやっと通れる幅であり、その先は行き止まりになっています。墓へ行くには路上駐車をすることは困難であり、転回場所も必要であると考えられます。計画面積も妥当で問題はないと考えます。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番及び番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 1月11日に11番委員及び地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、譲渡人及び譲受人はいずれも町外在住で、譲受人の墓が譲渡人所有の申請地に建っていたことがこの度判明し、適正化のため申請されました。これは、双方の祖父の代に、手続きがないままに行われたことだったようです。周辺農地への影響はなく、追認やむなしであり許可相当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 1月16日に9番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。事前に譲受人へ電話で聞取りを行いました。申請地に太陽光発電設備を設置するにあたり、畦畔は現状維持で整地して防草シートを張り、周辺は金網を設置するとのことです。申請地の現状は保全管理されていた農地で、水稻作付の形跡はありませんでした。計画面積は妥当であ

り、周辺農地への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農地証明申請について

会 長 番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 1月11日に11番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。摘要欄のとおりであり、すでに大きな木が生えており山林化していました。今後農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11 番 1月11日に3番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は7番、8番案件と同様に分筆された農地です。現況は、1メートルの高さの雑木が生えており、今後農地への復元は困難と考えます。このことから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号17番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

3 番 1月12日に16番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地にはすでに大きな雑木が生えており、農地への復元は困難であると考えます。このことから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

4 番 図面を確認すると、周辺には農地があるが影響はないか。

3 番 地目は農地だが、申請地同様山林化しており、現況は農地ではない。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩